



マイナポイント第2弾申請期限のお知らせ

・マイナポイント第2弾終了について

2月末までにマイナンバーカードの申請をした方は最大20,000円分のマイナポイントの対象です。マイナポイントの申請は9月末が期限です。ご注意ください。マイナポイントの申請はスマートフォンや携帯ショップ、区役所1階のマイナポイント設定ブース等で手続きできます。マイナンバーカードを受け取っていない方は早めに受け取りにお越しくください。

・マイナンバーカード受け取り方法について

申請後2ヶ月程で交付通知書(はがき)が届くので通知カード、本人確認書類等をあわせて持参のうえ区役所へ受け取りにお越しくください。代理受取の際は事前にお電話で必要書類の確認をお願いします。前日までにご予約いただくと、待ち時間を短縮できます。

マイナポイントに関することは ▶

問合せ 大阪市マイナポイント 特設ブース運営事務局
TEL 6260-4333 **FAX** 6260-4334
※問合せ可能日、可能時間(平日9時~17時)



マイナンバーに関することは ▶

問合せ マイナンバー 総合フリーダイヤル
TEL 0120-95-0178
FAX 0120-601-785



問合せ 区 窓口サービス課(住民情報)
TEL 6647-9963 **FAX** 6633-8270

大阪市国保加入者のみなさまへ 令和5年度保健事業のお知らせです

大阪市国保では、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の予防に向け、40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、無料で受診できる「特定健診」を実施しています。対象となる方には、4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。

他にも下記のような健診を実施しています。ご自身の健康管理のため、年度に1回健診を受けましょう。

1日人間ドック

対象 30歳以上
健診料 30~39歳:14,000円
40~74歳:10,000円

昭和33・43・53・58年生まれ:無料

※40歳以上の方は特定健診の「受診券」が必要です



健康づくり支援事業

対象 18歳以上

詳しくは「受診券」に同封しています「国保健診ガイド」(各区役所の窓口でも配布しています)、または大阪市ホームページをご覧ください。

特定健診受診券に関すること

問合せ 区 窓口サービス課(保険年金:保険)
TEL 6647-9956 **FAX** 6633-8270
※問合せ可能日、可能時間(月~木、第4日曜日9時~17時30分、金曜日は19時まで)

がん検診について

問合せ 区 保健福祉課(保健)
TEL 6647-9882 **FAX** 6644-1937
※問合せ可能日、可能時間(平日9時~17時30分)

1日人間ドックなどその他保健事業について

問合せ 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課(保健事業)
TEL 6208-9876
※問合せ可能日、可能時間(平日9時~17時30分)

国民健康保険料決定通知書に 年額や月額等主な内容を 点字文書にして同封します

視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、国民健康保険料決定通知書記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は、区役所保険年金業務担当に電話でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項

・住所 ・氏名 ・生年月日

一度お申し込みいただければ、毎年のお手続きは不要です。なお、転居等により世帯主の変更や居住区の変更がある場合は、再度お申し込みが必要です。

問合せ 区 窓口サービス課(保険年金:保険)
TEL 6647-9956 ※問合せ可能日、可能時間(月~木、第4日曜日9時~17時30分、金曜日は19時まで)

軽自動車税(種別割)の納期限は、 5月31日(水)です

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の方で軽自動車税(種別割)の免除を申請される場合、納期限内に市税事務所で手続きを行ってください。

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ(軽自動車税担当)
TEL 4397-2954 ※問合せ可能日、可能時間(平日9時~17時30分、金曜日は19時まで)

成年後見制度説明会が開催されます

大阪家庭裁判所主催によりzoomにて「よく分かる!成年後見制度~申立から後見開始までの流れ」が行われます。興味のある方は是非ご参加ください。

日時 5月24日(水)14時~15時頃 
人数 50人(先着順) メールはこちらから ▶ 
申込 メールにて※5月9日(火)~5月22日(月)まで
問合せ 大阪家庭裁判所事務局総務課広報係
TEL 6943-5692

個人市・府民税の特別徴収税額 決定通知書を送付します

令和5年度の個人市・府民税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和5年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。

なお、3月16日(木)以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた方は通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、この場合は7月以降に変更通知書を送付します。

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当)
TEL 4397-2953

※問合せ可能日、可能時間(平日9時~17時30分、金曜日は19時まで)

課税(所得)証明書の 発行開始について

令和5年度(令和4年分所得)の課税(所得)証明書は6月1日(木)から発行できます。なお、会社等にお勤めで個人市・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5月22日(月)から発行できます。<ご注意>

・コンビニエンスストアでの発行は6月1日(木)から。
・会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または個人市・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあり、3月16日(木)以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

問合せ なんば市税事務所 管理担当
TEL 4397-2948

※問合せ可能日、可能時間(平日9時~17時30分、金曜日は19時まで)

2回目の麻しん風しん混合(MR) ワクチンの接種を 忘れていませんか? **無料**

麻しんと風しんは感染力が強く、特別な治療法がないため予防接種が唯一の対策です。2回の接種で97~99%の子どもに免疫が付きます。1回接種のみでは免疫がつかないこともあるので小学校就学前に必ず2回目の予防接種を受けましょう!!

対象 2期対象者:小学校就学前の1年間(年長児)(令和6年3月31日までに無料で接種可能な方は、平成29年4月2日から平成30年4月1日生まれの方です)

※新型コロナウイルス感染症の発生に伴う接種期間の延長措置が行われており、平成26年4月2日から平成30年4月1日生まれで未接種の方は、令和7年5月7日まで公費接種が可能です。
※1期対象者は、生後12か月~生後24か月に至るまでの方

持物 母子健康手帳・予防接種手帳

※転入等により大阪市の予防接種手帳を持っていない場合、母子健康手帳をお持ちのうえ区役所34番窓口へお越しください。

問合せ 区 保健福祉課(保健)
TEL 6647-9882 **FAX** 6644-1937 
各種委託医療機関についてはこちらから → 

※広告の内容など、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨などするものではありません。